

東京都 福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル 作成

2008年度

東京都福祉のまちづくり条例改正に関する業務委託

東京都 福祉保健局 生活福祉部 地域福祉推進課 福祉のまちづくり係

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/machizukuri/manu21/>

業務概要

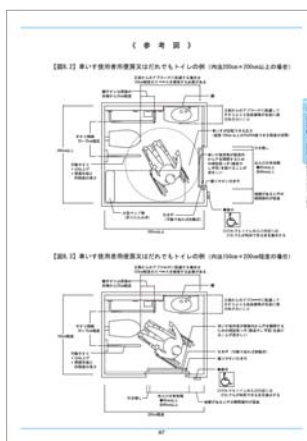
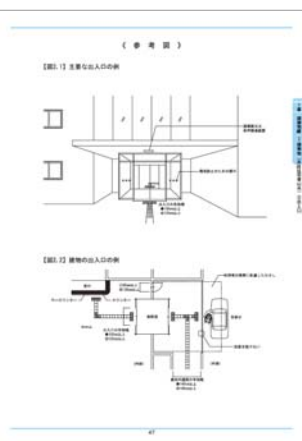
目的

2006年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、バリアフリー新法)」が改正されたことをうけ、法との整合を図るために東京都福祉のまちづくり条例が改正された。本業務では、各条例改正に伴い「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」改訂版の原稿の作成支援を行った。

概要

下記5分野、約100項目の整備基準の素案及び解説文、解説図を作成

- ①建築物(公共建築物・共同住宅・小規模建築物)
- ②公園
- ③道路
- ④公共交通
- ⑤路外駐車場



東京都下の自治体の福祉のまちづくり条例整備マニュアルの改訂業務

東京都の福祉のまちづくり条例が改正されたことにともない、東京都世田谷区、町田市で条例が改正されたことを受け、マニュアル等の改訂作業の支援を行った。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 施設整備マニュアル

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/125/399/d00025328.html> (世田谷区 都市整備部 地域整備課)

町田市福祉のまちづくり総合推進条例 整備基準等マニュアル

<http://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/machi/jyoureikaisei1007.html> (町田市 地域福祉部 福祉総務課)

※世田谷区および町田市は「建築物・共同住宅」編と「道路・公園・公共交通施設・路外駐車場」編の2冊に分け編集した。

